

## 最終弁済に関するご質問について

Q-1	最終弁済とは何か？
A-1	<p>民事再生手続における当社の再生計画の中で定められた「最終弁済」の定めに従い実施される弁済のことです。再生計画における「最終弁済」の要旨は次の通りとなります。</p> <p><b>【要旨】</b></p> <p>以下①及び②に記載の事項が完了し、清算費用を除いてもなお余剰が存在する場合には、再生債権者に対し、再生債権額に按分して弁済を行う。</p> <p>① 全ての資産の換価・回収が完了する</p> <p>② 全ての再生債権の権利が確定し、第1回弁済及び中間弁済を完了し、かつ共益債権及び一般優先債権に対する弁済を完了する</p>
Q-2	指定した銀行口座に変更はないが、必ず書類を提出しないとイケないのか？
A-2	ご指定いただいた口座に変更がない場合には、書類のご提出をいただく必要はございません。すでに口座の届出があり送金が可能な場合は、その口座へ送金いたします。
Q-3	指定した銀行口座を変更したいが、どのようにしたらよいか？
A-3	「弁済口座指定書（最終弁済）」のご提出が必要となります。手続きの詳細につきましては、末尾記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
Q-4	最終弁済で、債権の残り全額を払ってくれないのか？
A-4	<p>当社の前身である日本振興銀行は、平成22年9月、債務超過の状態に至り、その財産をもって債務を完済することができないことから、東京地方裁判所に民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行いました。同23年11月には、可決された再生計画に関し、東京地方裁判所の認可決定を受け、同決定が確定し、当社は、再生計画に基づき解散し清算法人となり、現在に至っております。この間、再生債権者様への弁済のため、金融整理管財人・清算人を中心に、換価可能な資産の最大回収に努めて、今回の最終弁済を加えると、第1回からの弁済額累計は、60.95686%に達しております。なお、再生計画においては、最終弁済後の残余の再生債権の「最終免除」について定められております。</p> <p>したがって、再生債権額全額の弁済は不可能となりますので、その旨ご了承ください。同再生計画によれば、弁済原資に基づく再生債権者様への最終弁済を行った後、清算法人は、すみやかに清算手続を結了することとなっております。</p>

その他ご不明点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

**\*問い合わせ先\***

日本振興清算株式会社 再生推進室

フリーダイヤル 0120-60-6900

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日除く）

以上